

## 海外から帰国された際のお手続について (在外加入から国内転入再加入への切替手続について)

2025. 10

日本国外において、当基金に加入（在外加入）されていた方が、帰国後（国内転入後）も、継続して基金への加入（国内転入再加入）をご希望される場合は、帰国時に必要なお手続を取ることにより、在外時と同じ条件で基金に引き続き加入することができます。

ご契約自体は、国内と国外で別々の取扱いとなるため、以下のとおり、国外での在外加入の契約については資格喪失手続（脱退手続）を行い、帰国後の国内転入再加入の契約については加入申出手續が必要になります。

### ＜帰国後に必要な手続（1）、（2）、（3）＞

（1）**帰国後、国内における加入員様の住所地を管轄する年金事務所又は役所の年金窓口にて、国民年金（基礎年金）の「任意加入被保険者から第1号被保険者（自営業者等）」への切替手続を取る。**

（2）**国外での基金加入に関して、基金に資格喪失手続（脱退手続）を取る。**

提出書類：①資格喪失届

②帰国後の国内最初の住所地の自治体が発行する住民票（原本）

※住民票は、国内転入年月日が記載されているものが必要です。

（3）**帰国後の国内での基金加入に関して、基金に加入申出手続を取る。**

提出書類：①加入申出書

※海外にいる間に、弁護士名簿登録を取り消していた方は、次の書類のご提出も必要になります。

②弁護士名簿登録請求書（写し）

③弁護士名簿登録通知（写し）※

※弁護士会に弁護士名簿登録請求書を提出した後、弁護士名簿登録通知が2～3か月程度でご所属弁護士会から郵送されますので、基金には上記の加入申出書及び弁護士名簿登録請求書（写し）を提出した後、弁護士名簿登録通知の写しを追送でご提出ください。なお、国内転入前に弁護士登録が完了しており、弁護士名簿登録通知がお手元にある場合は、同通知の提出のみで差し支えございません。

※（2）の資格喪失後3ヶ月以内に弁護士登録が完了しなかった場合は、継続特例の適用ができませんので、ご注意ください。

### 【留意事項】

必ず、帰国後速やかに、加入員様の住所地を管轄する年金事務所又は役所の年金窓口にて、国民年金（基礎年金）の「任意加入被保険者から第1号被保険者」への切替手続をお取りください。  
以上

### ＜加入申出書記入見本（国内転入再加入をお申込の方用）＞

基金が指定する金融機関のうち日本国内の開設口座をご指定ください。

従前、国外で加入されて  
いた内容をそのままお書  
きください。

継続特例欄の  
1(希望有)に  
○を付し、従  
前の加入員番  
号をご記入く  
ださい。

国外にいる間に、弁護士名簿登録を取り消していた場合は、入会予定の弁護士会名をご記入ください。また、弁護士名簿登録請求書の写しを添付してください。

弁護士名簿登録通知の写しは、弁護士会から原本が郵送されたら追送でご提出ください。